

## 消費生活情報かわらばん

46号



## 海老名市消費生活センター

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所 1 階  
 ☎ 046-292-1000  
 受付時間 9:00~16:30 (月~金)

海老名市消費生活センターは、市役所 1 階南側玄関のすぐ横にあります。  
 月~金曜日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、海老名市に在住・在勤の方を対象に相談を行なっております。

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務(借金)などの相談をお受けしていますのでご利用ください。

## ★「クーリング・オフ」をご存知ですか★

解約理由も必要なく、無条件で契約を解除できる制度です。 訪問販売・電話勧誘などは、契約書面を受け取った日から 8 日間です。期間が過ぎていても解約できる場合があります。詳しくはお尋ねください。

☆☆簡単・便利なクーリング・オフはがき作成用セットを配布しています。☆☆

## ★消費生活出前講座のご案内★

市では、消費生活相談員を派遣して、最近多い相談や、悪質商法の手法などの注意点を紹介しています。

少人数でも結構です。講師派遣は無料、日時も問いません。

ご近所、お友だちなどグループの活動に合わせて、気軽に話を聞いてみませんか。

(例)

敬老お楽しみ会、民生委員の学習会、高齢者茶話会、自治会集会での基調講演、各種学習会、PTA・学生への講座 など

【問い合わせ】 地域づくり課 市民相談室(2階)

☎ 235-4567(直通)

## 見守り 新鮮情報

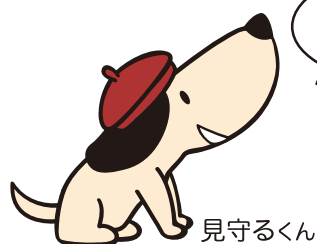
「3千円でエアコンの洗淨をします」と電話があったので依頼した。作業終了後、担当者に「風呂掃除が大変だ」と話したら、「汚れ防止のコーティングをすれば楽

だ」と勧められた。「1カ月6千円の支払い」と言われ、60回払いのクレジット契約をし、作業はその日のうちに終わった。後で契約書をよく見たら支払い総額が約37万円と高額であり、安易だったと後悔している。(60歳代 女性)



# 3千円のエアコン洗淨を頼んだら、 高額な別作業も追加することに…

## ひとこと助言



十分  
検討しよう

- 低価格だから頼んだのに、作業後に高額な別契約を追加することになったという相談が寄せられています。追加の契約はその場では決めず、本当に必要かどうか検討しましょう。
- 特に業者が室内に入る場合は、断りにくい状況になりがちです。なるべく家族や周りの人につきそってもらい、一人で対応しないようにしましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフ等ができる可能性があります。できるだけ早めに、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。